

林野火災注意報・林野火災警報の運用を開始しました



問い合わせ 消防本部総務グループ予防担当 (☎84)6088)

登別市の森林面積は、約15,500㌥(東京ドーム約3,300個分)で、市の総面積の約73%を占めています。

近年、全国で林野火災による被害が多発していることから、登別市においても市の火災予防条例の一部を改正し、林野火災注意報・林野火災警報の運用に関する要綱を策定しました。

乾燥や強風により林野火災の恐れがあるときは、市の判断で林野火災注意報・林野火災警報を発令します。対象区域においては、屋外での火の使用が制限されますのでご注意ください。

発令時は、消防車による巡回広報や防災行政無線、市SNSなどによりお知らせします。



発令の基準

毎年1月1日～5月31日の期間、次の基準に基づき発令します。

○林野火災注意報

- ・前日までの3日間の合計降水量が1㍉以下で、前日までの30日間の合計降水量が30㍉以下の場合
 - ・前日までの3日間の合計降水量が1㍉以下で、乾燥注意報が発表された場合
- ※当日に降水が見込まれるときや積雪があるときなどは、発令しない場合があります。

○林野火災警報

- ・林野火災注意報の発令基準に該当した上で、さらに強風注意報が発表された場合

発令時の火の使用の制限

林野火災注意報発令時は、次のとおり火の使用の制限について努力義務(罰則無し)が課せられ、林野火災警報発令時は、義務(罰則有り)となります。

林野火災警報に係る罰則：
30万円以下の罰金または拘留

○制限内容

- (1) 山林、原野などにおいて火入れをしないこと。
- (2) 煙火(花火など)を消費しないこと。
- (3) 屋外において火遊びまたはたき火をしないこと。
- (4) 屋外においては、引火性または爆発性の物品その他の可燃物の付近で喫煙をしないこと。
- (5) 山林、原野などの場所で喫煙しないこと。
- (6) 残火(たばこの吸殻を含む)取灰または火粉を始末すること。

※林野火災注意報・林野火災警報発令時に関わらず、野焼き、ごみ焼きは一部の例外を除き、法律により禁止されており、違反した場合は罰則があります。

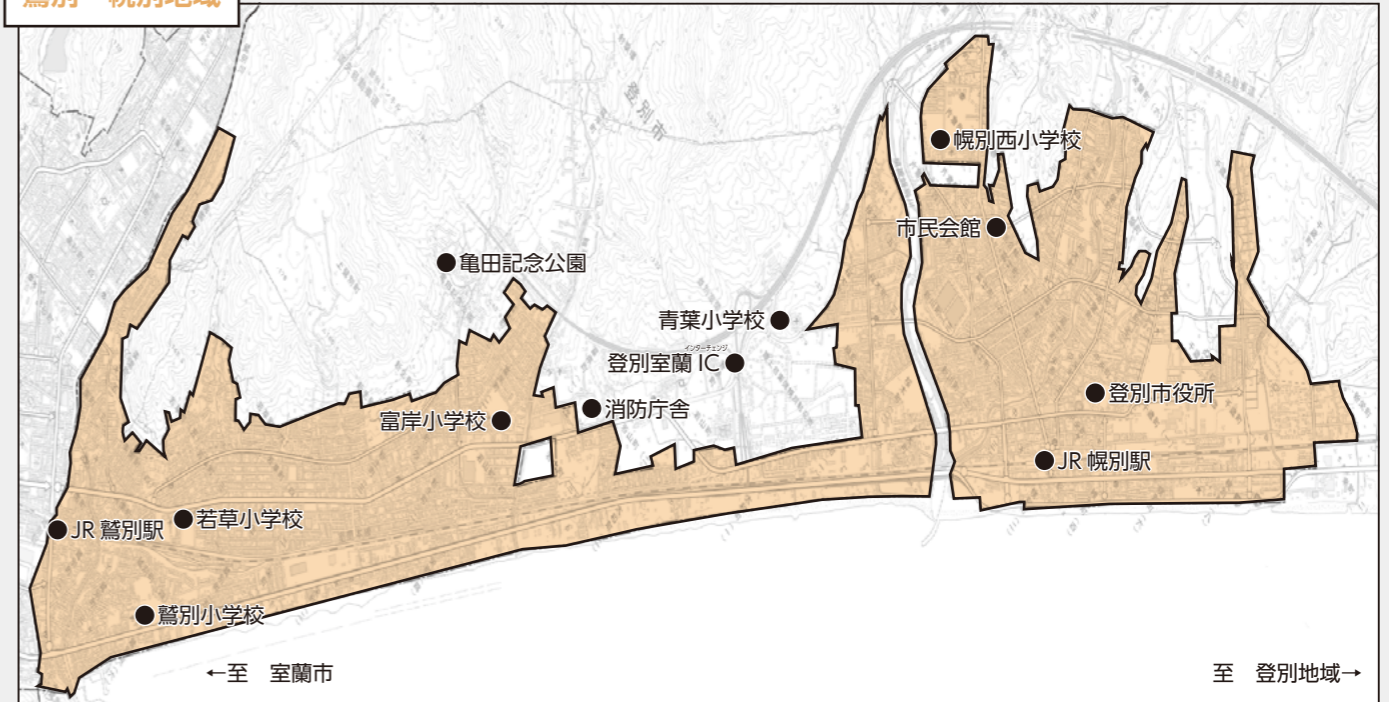
※林野火災注意報と林野火災警報の発令される条件は異なりますが、発令時の火の使用の制限内容は同じです。

野焼き、ごみ焼き(例外除く)に係る罰則：
5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金またはこの併科

火の使用の制限対象区域

発令中は登別市の行政区域のうち、色が付いていない区域(市街化区域以外)は火の使用が制限されます。改めて制限対象区域について確認し、林野火災を未然に防ぎましょう。

鷺別・幌別地域

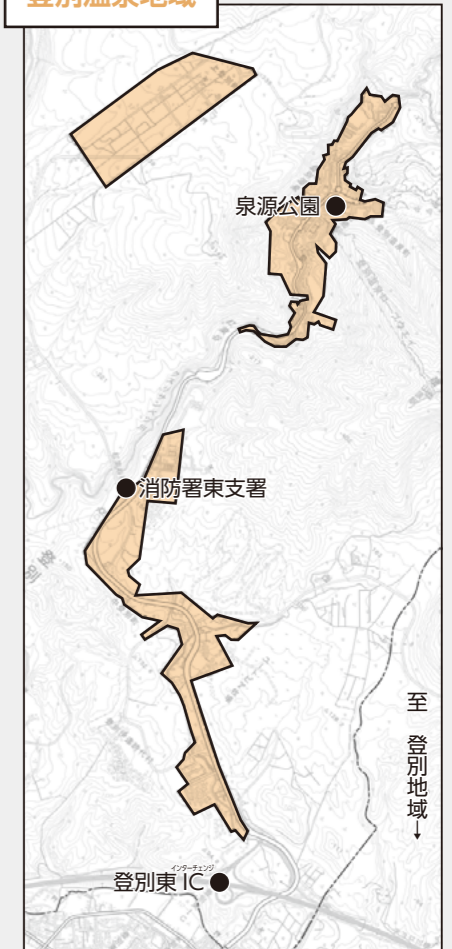


登別地域



※色の付いている地域においても、飛び火による火災の危険があるため、消防車などによる注意喚起を行います。

登別温泉地域



林野火災注意報・林野火災警報に関するQ&Aなど、詳しくは市公式ウェブサイトをご覧ください。



▲運用のお知らせ



▲Q & A